

中国農村部における身体障害女性の生活困難を捉える : 累積的有利・不利視点の理論的意義

延, 笑笑

九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻 : 博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/7440644>

出版情報 : 人間科学共生社会学. 14, pp.31-43, 2026-07-01. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



中国農村部における身体障害女性の生活困難を捉える

—— 累積的有利・不利視点の理論的意義 ——

延 笑 笑

要 旨

中国農村部に居住する身体障害女性は、障害、ジェンダーおよび都市・農村間格差が交差する位置に置かれている。先行研究は、教育、就業、所得、婚姻、出産・育児、家族生活などの各領域における不利を明らかにしてきたが、それらが生活過程全体のなかでどのように関連するのかは、十分に検討されていない。そこで本稿は、中国農村部の身体障害女性の生活困難を捉えるうえで、累積的有利・不利（Cumulative Advantage / Disadvantage、以下CAD）の視角を用いる理論的意義を検討する。

本稿では、中国の障害女性に関する先行研究、国レベルの障害者政策、および地方政府や障害者連合会が公表した求人情報を整理する。その結果、教育達成がその後の就業機会や所得に関わること、出産・育児が就業継続に影響すること、さらに学歴、技能、障害者証、年齢などの条件が、利用可能な就業支援や応募可能な職種に関わる事が確認された。ただし、これらの関連は、個別の領域間の関係として断片的に示されるにとどまっている。

CADの視角は、前の生活段階で形成された条件が後の段階へどのように持ち越され、異なる生活領域を通じて生活機会に影響するのかを、時間的に連続した過程として捉えることを可能にする。したがって、CADは、中国農村部の身体障害女性の生活困難を累積的過程として検討するための有効な分析視角となりうる。

キーワード：中国農村部、身体障害女性、累積的有利・不利、生活困難

1 中国農村部における身体障害女性の生活実態

中国において、障害者の実態を全国規模で把握する調査としては、1987年と2006年に実施された全国障害者サンプル調査の2回が知られている。第2回全国障害者サンプル調査（2006）の結果によれば、中国における障害者総数は8,296万人であり、全国総人口に占める割合は6.34%に達している。障害類型別にみると、視覚障害が1,233万人、聴覚障害が2,004万人、言語障害が127万人、肢体障害が2,412万人、知的障害が554万人、精神障害が614万人、重複障害が1,352万人となっており、全体として身体障害者の割合が高いことが確認されている（中国第2回全国

障害者サンプル調査 2006)。

もっとも、これらのサンプル調査は、法的な障害認定基準に該当する者を対象として実施されたものであり、実際には約30～40%の障害者が、何らかの理由により障害者証を申請・取得していないと指摘されている。こうした未登録の障害者は、制度的支援や政策の対象から漏れやすい状況に置かれている（李 2023）。

なお、中国の障害者証は、国家の障害分類・等級基準に基づく障害認定および行政上の審査を経て交付される証明書であり、その申請は任意である。したがって、障害者証を所持する障害者数は障害者人口全体ではなく、申請と認定を経て行政上把握された者の規模を示すものである。2024年12月時点で、障害者証を所持する障害者は約3,825万人であり、その内訳では男性が女性を上回っている。この数字は、障害女性が実際には一定の人口規模を有しながらも、行政上の統計や把握の対象として十分に反映されてこなかった可能性を示唆する。さらに、同資料の戸籍区分をみると、農業戸籍を有する者が3,014万人、非農業戸籍を有する者が約811万人とされており、障害者証を所持する障害者の多くが農業戸籍に分類されている（中国障害者連合会 2025）。もっとも、戸籍区分は現在の居住地と必ずしも一致しないため、この数値をそのまま農村部に居住する障害者の人数とみなすことはできない。それでも、この傾向は障害女性においても同様であるとみられ、障害者の生活条件を検討する際に、都市・農村間の制度的・社会的差異を考慮する必要性を示す背景資料の一つとなる。

中国社会における都市・農村の二元構造は、社会保障、医療、雇用、公共サービスの提供において顕著な格差を生み出してきた。農村部では、長期にわたり社会保障制度が十分に整備されてこなかった経緯があり、2009年以降、新型農村合作医療制度の普及によって医療保険へのアクセスは一定程度改善されたものの、その保障水準は依然として十分とは言えない。実際、農村部の障害女性の32%が、障害者のリハビリテーション費用および出産費用を医療保険に組み込むことを希望しており、15%が補助具の無償提供を求めている。また、農村部では就業支援や職業訓練、公共サービスの提供が十分とは言えず、こうした制度的環境は障害女性の生活条件に大きな影響を及ぼしている（劉ほか 2013）。

教育面においては、第2回全国障害者サンプル調査により、障害者全体の非識字率が健常者と比べて著しく高いことが示されている。とりわけ障害女性の非識字率は63%に達しており、障害男性を34ポイント上回っている。この結果は、障害女性の教育達成度が相対的に低い水準にとどまっていることを示している。

就業面においても、障害女性は障害男性と比べて低い就業率を示している。就業年齢層にある障害女性のうち、54.3%が無業であり、就学中および60歳以上を除外した場合においても、その割合は約40%に達している。障害女性の就業形態を見ると、農村部における農業従事や家族経営への参加、地域や自宅を基盤とした雇用契約によらない多様な就業形態が中心であり、安定的な雇用機会は少ない状況にある。2024年時点の統計においても、障害者の就業形態の中では農村農業への従事が最も高い割合を占めている。

収入面では、障害女性の収入源は家族扶養への依存度が高く、2006年時点においては農村部でその割合が90%に達していた。その後一定の改善は見られるものの、現在においても障害女性の多くは低所得層に属しており、個人月収が2,000元未満である割合が過半数を占めている。さらに、障害に起因する必要支出が個人支出の40~60%を占める場合もあり、たとえ賃金収入を得たとしても、こうした支出によって経済的余裕は大きく制約されている（李ほか 2022）。

家庭内において、障害女性は家事労働およびケア労働の主要な担い手となっている。障害女性が子ども、高齢者、病人、他の障害者の世話を全面的に担っている割合は、障害男性を大きく上回っている。家事労働について見ると、料理を例にした場合、障害女性の41.1%が調理を全面的に担っており、これは障害男性（16.2%）を24.9ポイント上回る数値である。この傾向は、都市部・農村部のいずれにおいても確認されている。

一方で、障害女性が家庭内で保有する資源は少ない状況にある。住宅や宅地を自己名義で保有する割合は障害男性よりも低く、家庭内における経済的・資源的地位には明確なジェンダー差が存在する。また、障害女性は家庭内において多様なリスクにも直面している。辛潁（2013）は、2011年に実施された「中国障害女性状況と発展に関する調査」の分析結果をもとに、障害女性の約2割が何らかの家庭内暴力を経験していることを指摘している。その割合は農村部においてさらに高く、暴力の形態も、長期間の無視、言語的侮辱、身体的暴力、経済的支配、人身の自由の制限、強制的な性的関係など多岐にわたる。これらの結果は、障害女性が家庭という生活の基盤においても、安全や尊厳が十分に保障されていない状況に置かれていることを示している（辛 2013）。

2 先行研究と政策制度にみられる生活領域間の関連

2.1 先行研究が明らかにしてきた生活困難

中国における障害女性研究は、欧米諸国や日本における研究蓄積と比較すると、いまだ十分に発展しているとは言い難い。既存研究においては、障害女性が労働市場において不利な立場に置かれていること、教育機会が制約されていること、家庭内においてケア責任が女性に集中していることなど、複数の不利益が重なって存在している実態が明らかにされてきた。

中国における障害女性の教育機会に関する研究では、教育が人的資本の形成に重要な役割を果たす一方で、障害を有すること自体が教育達成に対して有意な負の影響を及ぼすことが指摘されている。具体的には障害者の就学年数は健常者と比べて短く、その教育達成度は、親の教育水準や家庭の社会経済的条件に大きく左右される傾向がある。とりわけ、障害女性は障害男性よりも高等教育へ進学する可能性が低く、さらに農村部に居住する障害者は都市部と比べて教育機会が著しく制限されているとされる。なかでも農村部の障害女性は、障害者集団の中でも教育面において最も不利な位置に置かれていることが指摘されている。また、教育機会の制約は教育段階の内部にとどまらず、その後の就業機会や所得水準にも影響を及ぼし、貧困の再

生産につながる可能性がある（廖・胡 2013）。

教育段階において、障害女性は制度的・文化的な複数の障壁に直面している。学校施設や教育過程における配慮の不足に加え、家族や教員から「障害のある女の子は学業を継続する必要がない」といった進学断念を強要する言説が向けられる事例も報告されている。調査によれば、約3割の障害女性がこうした経験を有しており、周囲から十分な期待が寄せられないことが、家庭内における教育投資の抑制につながり、その結果として早期の教育中断を招きやすいことが指摘されている。一方、近年の研究では、障害女性自身が必ずしも学習意欲に乏しいわけではなく、むしろ高い学習意欲を示す場合も少なくないことが明らかにされている。しかし、教育機会や学習環境が十分に整備されていない状況のもとでは、個人の意欲と教育達成との間に乖離が生じやすく、意欲のみでは不利な構造を克服することが困難であることが指摘されている（李ほか 2022）。

さらに、就業段階においても、障害女性が不利な位置に置かれている状況が報告されている。中国における障害女性の就業をめぐる研究は、「改革開放」政策を契機とする市場経済化の進行に伴う雇用構造の変化や制度的制約に着目し、障害女性が労働市場において不利な位置に置かれている実態を明らかにしてきた。改革開放政策以前には、障害者および女性の就業に伴うコストを主に国家が負担していたのに対し、改革開放以降の市場経済化の進行に伴い、企業は利益最大化を優先する傾向を強め、障害者雇用に対する消極的姿勢や差別的対応が顕在化してきたと指摘されている。

中国における障害者雇用政策の中核を成す「障害者雇用率制度」は、形式的には障害者雇用の拡大を目的としているものの、その実効性には限界があるとされている。制度運用においては、企業が実質的な雇用責任を回避し、保障金の納付によって義務を代替するケースも少なくない。その結果、障害者を労働力として育成し、職業能力の向上やキャリア形成を支援する体制は十分に確立されていない。また、障害者雇用が〈配慮〉や〈同情〉の枠組みの中で扱われ、障害者を健常者と同等の権利主体として位置づける視点が弱いことも指摘されている（荀・朱 2022）。こうした雇用環境のもとでは、職場において障害者と健常者の協働関係を構築することが難しく、障害女性は職業能力の形成やキャリア発展の機会を得にくい状況に置かれている。

加えて、都市部と農村部の地域差も、障害女性の就業を理解する上で重要な論点である。統計上、都市部の障害者の就業状況は農村部よりも低く示されている。しかし、この結果は、農村部の障害者が都市部よりも良好な就業機会を得ていることを意味するものではない。まず、都市部では社会保障および政府補助が相対的に整備されているため、障害者が生活を維持するために就業せざるを得ない程度が、農村部とは異なる可能性がある。第二に、農村部では、生産手段を保有し農業生産に従事していれば、安定した所得を得ていない場合でも、統計上「就業」として把握されることがある。そのため、農村部の就業率の高さは、必ずしも安定した雇用や十分な所得を示しているわけではない（陳 2019）。

同じく陳（2019）は、障害女性は障害男性よりも労働参加率が低く、就業の質も低いことを

示した。子どもの人数が増えるほど、障害女性の就業機会と就業の質は有意に低下する一方、障害男性については同様の影響は有意ではなかった。また、子どもの健康状態が悪い場合にも、障害女性の就業は障害男性より強い影響を受けていた。これは、子どものケアに必要な時間や無償労働が、主として女性に集中していることと関係していると考えられている。これは、婚姻、出産および育児が、障害女性の生活において就業とは独立した出来事として存在するのではなく、就業継続や職業機会にも影響を及ぼす、生活領域を横断した出来事であることを示している。

以上の中国の障害女性に関する先行研究からは、障害女性が教育機会、教育過程、就業、所得、出産・育児、家族生活など、複数の生活領域において不利な状況に置かれていることがわかる。これらの不利は、一見するとそれぞれ異なる生活領域に分散した問題として現れている。しかし、廖・胡（2013）は、教育達成がその後の就業機会や所得水準に影響し、さらには貧困の再生産につながる可能性を指摘している。また、陳（2019）は、出産や育児が障害女性の就業機会および就業の質に影響を及ぼすことを示している。これらの研究は、教育、就業、所得、出産・育児といった異なる生活領域が、相互に関連していることを示唆している。

このように、障害女性が直面する不利は、特定の時点や単一の生活領域に限定されたものではなく、異なる生活段階および生活領域のあいだで相互に関連している可能性がある。ただし、既存の議論において示されているのは、教育と就業、育児と就業といった個別の領域間の関連にとどまることが多い。これらの関連が、障害女性の生活過程全体のなかでどのようにつながり、時間の経過を通じていかなる影響をもたらすのかについては、いまだ体系的に検討されていない。

2.2 政策制度に見られる領域間の接続

1949年に中華人民共和国が成立して以降、中国における障害者政策は、長期にわたり基本的生存の保障を最優先の目標として展開されてきた。1949年に公布された『中国人民政治協商会議共同綱領』では、「革命戦争に参加して負傷し、障害を負った軍人および退役軍人については、人民政府が適切な配置を行い、生計を立てられるようにする」と明記されており、戦争によって障害を負った軍人の生活保障および就業保障が、政策上の重要課題として位置づけられていた（中国人民政治協商会議全国委員会 1949）。

1950年代に入ると、政策対象は戦争障害者から一般の障害者へと徐々に拡大し、視覚障害者や聴覚障害者を対象とする教育機関の設置、就業保障、生活保障などが政策課題として位置づけられるようになった。また、1954年憲法では、高齢、疾病または労働能力の喪失に際して物質的援助を受ける権利が規定された。この時期の障害者政策は、障害者の基本的な生存を保障し、福祉的な枠組みのなかで教育や就業機会を提供することを中心としていた（全国人民代表大会 2021）。

1980年代末以降、障害者政策は組織的・法制度的な整備の段階に入った。1988年には中国障

害者連合会が設立され、障害者の利益代表、権利擁護、サービス提供および政府から委託された障害者政策の実施を担う全国的組織が形成された。さらに、1990年に『中華人民共和国障害者保障法』が制定されたことにより、障害者政策は個別的な救済や福祉措置にとどまらず、リハビリテーション、教育、労働・雇用、文化生活、社会保障、バリアフリー環境および権利擁護を含む総合的な法制度へと再編された。同法は2008年に大幅に改正され、2018年にも一部修正されており、中国における障害者の権利保障の基本法として位置づけられている（全国人民代表大会 2018）。

その後、各生活領域に対応する個別制度も整備された。雇用分野では、2007年施行の『障害者就業条例』により、集中就業と分散就業を組み合わせた雇用方針、事業主による一定割合の障害者雇用、就業支援および雇用差別の禁止が規定された。規定された雇用割合を達成しない事業主には障害者就業保障金の納付が求められ、その資金は障害者の職業訓練や就業支援等に用いられている（国務院公報 2007）。教育分野では、2017年に改正された『障害者教育条例』が、障害児童・生徒の教育を保障するとともに、可能な限り普通教育を優先するインクルーシブ教育の推進を明確にした（中華人民共和国教育部 2017）。

バリアフリー政策についても、2012年の『バリアフリー環境整備条例』を経て、2023年には『中華人民共和国バリアフリー環境建設法』が施行された。同法は、建築物や交通施設等の物理的環境に加え、情報交流および社会サービスを含むバリアフリー環境を法的に位置づけ、障害者および高齢者が社会生活に平等かつ十分に参加するための条件整備を国および地方政府の責任として規定している（全国人民代表大会 2023）。これにより、障害者政策は最低限の生活保障から、教育、労働、移動、情報利用および社会参加を包括する権利保障へと範囲を拡大してきた。

近年の政策では、制度の整備そのものに加え、支援の質、地域間格差および制度間の接続が課題として認識されている。2021年に公表された『「第14次五カ年計画」障害者保障・発展計画』は、障害者の社会保障、雇用、リハビリ、教育およびバリアフリー環境の整備を主要課題とし、とりわけ雇用の質の不足、再貧困のリスク、農村部および発展の遅れた地域におけるサービス提供能力の脆弱性を指摘している。また、同計画は、就業促進政策と最低生活保障制度との接続、農村障害者に対する実用技術訓練、障害者大学卒業者への個別的就業支援などを掲げており、教育、就業、社会保障を相互に関連づける政策的方向性も示している。

さらに、2025年に策定された『障害者就業促進三年行動方案（2025－2027年）』では、障害者の就業機会を単に量的に拡大するだけでなく、雇用構造の改善を通じて、より安定的で質の高い就業を実現することが目標として掲げられた（国務院公報 2025）。具体的には、政府機関・事業単位による雇用、企業の障害者採用の促進、自営業の支援、補助的就業、障害者大学卒業者への個別支援など、対象および就業形態に応じた複数の施策が示されている。

2.3 地方における障害者雇用政策の現状

以上は、国レベルにおける障害者政策の基本的な枠組みである。しかし、障害者が実際に利用できる就業支援や応募可能な職種は、地方政府による制度運用や、各事業者が設定する採用条件を通じて具体化される。したがって、障害者として政策上の支援対象に含まれることが、そのまま特定の職業への就職を保障するわけではない。実際の就職機会は、障害者証などの行政上の資格に加え、学歴、年齢、専門能力、身体状況など、複数の条件によって左右される。そこで以下では、近年、地方政府および障害者連合会が公表した求人情報を、国レベルの政策が具体的な採用場面においてどのように運用されているのかを示す事例として取り上げる。

たとえば、屏辺県障害者連合会が2026年に実施した公益的職種の財務担当者の募集では、障害者証を所持し、職務を遂行する能力を有する障害者が、就業困難者として応募対象に含まれていた。しかし、応募者にはそれと同時に、35歳以下であること、短期大学卒業以上の学歴を有すること、コンピューターを使用して文書や表を作成できることなどが求められていた（屏辺県障害者連合会 2026）。

同様の傾向は、他の地域の求人情報にもみられる。広州市黄埔区政府が公表した障害者向けオンライン就職説明会の求人情報では、受付および購買補助の職種について、いずれも短期大学卒業以上の学歴が求められていた。これに対し、包装作業員、製造作業員、調理補助および清掃員などの職種では、同程度の学歴要件は示されておらず、障害者証を所持していること、流れ作業や手作業に対応できる身体機能を有すること（原文で軽度身体障害という言い方）、自力で移動できること、具体的な作業を遂行できることなどが主な条件とされていた（広州市黄埔区政府 2026）。

淮安市障害者連合会が2025年9月に公表した障害者向け就職説明会の求人情報にも、同様の傾向がみられる。アフターサービス担当者の職種では、応募者が18歳から35歳までであり、短期大学卒業以上の学歴を有することが求められていた。一方、同じ就職説明会における電子機器製造企業の作業員については、中学校卒業以上の学歴が応募条件とされていた（淮安市障害者連合会 2025）。さらに、同連合会が同年10月に公表した求人情報では、警備員の職種について学歴は問われず、電子機器製造企業の作業員には中学校卒業以上の学歴が求められていた。補助作業員および清掃員については、障害者証を所持していること、日常生活を自立して行えること、手作業に従事できることなどが主な条件とされていた（淮安市障害者連合会 2025）。

とりわけ、受付、購買補助、顧客対応および財務などの職種としては、比較的高い学歴やコンピューター操作能力が求められる一方、学歴要件が低い、あるいは学歴を問わない職種としては、製造、包装、清掃、警備などが多くみられる。ただし、これらの職種に就職するためには、移動などに対応できる身体状況が求められる場合がある。したがって、学歴が低い障害者にも就業機会がまったく存在しないわけではないが、選択可能な職種が限定されるとともに、身体状況によっては、学歴要件の低い職種にも従事できない可能性がある。

もっとも、以上の地方制度および求人情報は、一部地域における具体的な事例であり、中国

全体の障害者労働市場に共通する学歴別の職業分化を直接示すものではない。また、求人情報から見ると、学歴が賃金や雇用の安定性に与える影響を確定することもできない。しかし、これらの事例は、教育と就業が相互に独立した生活領域ではないことを示す制度的な手がかりとなる。

一方では、障害者向けの補助制度や特別な就業機会を利用するために、障害者証、年齢、居住地などの条件を満たす必要がある。他方では、具体的な採用場面における学歴や専門能力の要件が、障害者が応募できる職種や職業経路を左右する可能性がある。したがって、教育段階で形成された学歴や技能の差異は、後の就業段階において、応募可能な職種、仕事の内容、職業発展の可能性、さらには所得の差異へと転換される可能性がある。

2.4 先行研究と政策制度からみえる分析課題

以上の先行研究からは、障害女性が教育、就業、所得、出産・育児など、複数の生活領域において不利な状況に置かれていることが明らかにされてきた。また、教育達成がその後の就業機会や所得水準に影響を及ぼす可能性があることや、出産・育児が就業継続および職業上の発展に影響を及ぼす可能性があることなど、異なる生活領域のあいだに一定の関連が存在することも指摘されている。

さらに、障害者雇用政策および地方における具体的な求人条件をみると、教育段階で獲得された学歴や技能が、その後に応募可能な職種や職業経路に関わる可能性が示されている。すなわち、教育と就業は、それぞれ独立した生活領域として存在するのではなく、前の段階で形成された条件が、後の段階における機会の範囲に影響を及ぼしうる関係にある。

しかし、先行研究および政策制度の分析から見出されたこうした関連は、教育と就業、出産・育児と就業といった、個別の生活領域間の関係として断片的に示されるにとどまっている。とりわけ、中国農村部の身体障害女性の生活過程全体を対象として、ある生活段階において形成された条件が、その後の生活段階にどのように持ち越され、異なる生活領域のあいだでいかなる連鎖を形成するのかについては、いまだ体系的に検討されていない。

したがって、必要とされるのは、教育、就業、所得、婚姻、出産・育児などの困難を個別に把握するだけでなく、それらを時間的な連続性と生活領域間の関連性をもつ過程として捉える分析視点である。そこで本稿では、ある時点における条件や資源の差異が、その後の機会や選択可能性にどのような影響を及ぼしうるのかを検討するために、累積的有利・不利（Cumulative Advantage / Disadvantage、以下 CAD）の視点を導入する。

3 Cumulative Advantage / Disadvantage 理論と時間的累積過程

CAD は、個人や集団のあいだに存在する初期条件の差異が、時間の経過を通じて拡大・蓄積されていく社会的過程を捉えるための概念的枠組みである。

この理論的発想の起点として位置づけられるのが、Robert King Merton による〈Matthew Effect (マタイ効果)〉である。この名称は、新約聖書『マタイによる福音書』に記された「持つ者はさらに与えられ、持たざる者からは、持っているものさえ取り上げられる」という一節に由来している。Merton はこの概念を用いて、科学者間における評価や資源配分の不平等に着目し、初期に名声や評価を獲得した者がさらなる機会や資源を集中的に得やすくなる一方、無名の研究者は相対的に不利な位置に置かれやすいという、格差が自己強化的に拡大していく過程を明らかにした (Merton 1968)。ここで示されたのは、個人の能力や努力のみでは説明できない、社会制度や評価構造を通じた不平等の累積メカニズムであった。

その後、Merton は後続の議論において〈累積的優位 (cumulative advantage)〉という概念を整理し、訓練によって形成された能力、構造的な位置、利用可能な資源といった初期の相対的優位が、連続的に強化されることで格差が拡大していく過程を指摘している。この視点は、科学領域にとどまらず、教育、経済、福祉など広範な社会領域へと応用されるようになった (Merton 1988)。

こうした理論的展開を体系的に整理し、理論として明確に位置づけたのが Dale Dannefer である。Dannefer は、高齢期研究を主な検討領域としつつ、CAD を「時間の経過に伴い、所得、健康、社会的地位などにおける個人間の差異が体系的に拡大していく傾向」と定義している (Dannefer 2003)。ここでいう〈体系的〉とは、格差が個人の初期状態から自動的に導かれるものではなく、複数の社会的・制度的条件が相互に作用した結果として生じることを意味する。また、CAD は個人の属性だけではなく、集団レベルにおいて観察される社会的過程である点も強調されている。この点において CAD は、社会変動そのものを主題とするのではなく、世代を超えて反復される不平等の累積メカニズムに注目する分析視点である。

加えて、CAD の特徴は、不平等を属性や単一の出来事に還元するのではなく、それが時間の経過を通じてどのように蓄積・拡大していくのかという〈累積的プロセス〉として捉える点にある。John Mirowsky と Catherine E. Ross (2005) は、教育と健康の関係を分析する中で、教育水準の差異が一時的な影響にとどまらず、長期的に健康格差を拡大させていくことを示している。教育は単なる知識獲得の手段ではなく、経済資源、情報へのアクセス、社会的ネットワーク、健康行動や生活様式といった複数の資源への接続点として機能する。これらの資源は相互に関連しながら作用し、有利な条件はさらなる機会を生み、不利な条件は制約を重ねる形で増幅されていく。その結果、教育水準の差異は、就業機会、所得水準、健康状態などにおいて、長期的な格差として現れる可能性が示唆されている。

さらに、成人期において個人が一定の選択を行いうる状況にあったとしても、その選択可能性自体が、幼少期から形成されてきた社会的条件によって制約されている場合があることも指摘されている。したがって、不平等の累積過程を理解するためには、特定の時点における状態のみならず、条件がどの段階で、どのように作用してきたのかを時間的連続性の中で検討する視点が不可欠である。重要なのは、こうした不平等の拡大を、個人の努力不足や選択の結果と

して説明するのではなく、社会制度や政策、資源配分のあり方が、個人の選択可能性をどのように構造的に制約しているのかを問うことである（Seabrook and Avison 2012）。

4 中国農村部の身体障害女性の生活困難に CAD を用いる意義

以上の理論的検討を踏まえると、CAD は、中国農村部の身体障害女性が直面する生活困難を、個別の生活領域に分断された問題としてではなく、時間的な連続性をもつ過程として捉えるうえで有効な分析視点である。

身体障害女性の生活においては、障害の発生、教育、就業、所得、婚姻、出産・育児などが、それぞれ独立した出来事として存在しているとは限らない。ある生活段階で形成された学歴、技能、経済的資源、地域的条件および制度利用資格は、その後に利用可能となる就業機会や生活上の選択肢の範囲を規定し、そこで得られた条件がさらに次の生活段階における選択可能性に持ち越されていく。CAD を用いることにより、こうした段階を追った条件の連なりを、時間軸に沿って具体的に跡づけることが可能となる。

なお、CAD は、こうした同一個人の過去と現在を対照する視点にとどまらず、個人間・集団間の差異の形成をとらえる視点でもある。本稿では、身体障害女性の生活過程における条件の持ち越しに着目するとともに、その不利の性格を明確にするため、先行研究に示されている障害男性、健常者女性、都市部の障害女性との相対的な差異、および農村部の身体障害女性内部における生活経路の分化にも留意する。

また、CAD の視点は、先行研究において個別に示されてきた教育と就業、出産・育児と就業との関連、および政策制度にみられる学歴、障害者証、年齢などの条件と就業機会との関連を、共通の時間的枠組みのなかに位置づけることを可能にする。すなわち、先行研究における経験的な知見と、政策制度における資格条件や機会配分の構造という、これまで別々に論じられてきた二種類の材料を結びつけ、生活困難が異なる段階および領域を通じてどのように連鎖しているのかを理論的に整理することができる。

したがって、CAD を導入する意義は、中国農村部の身体障害女性が直面する困難を、特定の人生段階や単一の出来事に還元するのではなく、複数の社会的条件が時間を通じて作用する過程として捉え直す点にある。ただし、その意味は、特定の累積経路がすべての身体障害女性に共通して存在することを実証することではない。本稿が示すのは、先行研究および政策制度のなかにみられる分散した関連を踏まえ、中国農村部の身体障害女性の生活困難を累積的過程として検討するうえで、CAD が理論的に適切な分析視点となりうるという点であり、これらの比較軸は今後の経験的分析に向けた視点として位置づけられる。

5 まとめ

本稿では、中国農村部の身体障害女性が直面する生活困難を分析するうえで、累積的有利・不利（以下 CAD）の視点を用いる理論的意義について検討した。

中国の障害女性をめぐる先行研究および政策制度の検討からは、教育、就業、所得、出産・育児などの各領域における不利に加え、学歴や障害者証、年齢といった条件が、その後の就業機会や生活上の選択肢に関わりうることが明らかになった。しかし、こうした関連は個別の領域間の関係として断片的に示されるにとどまり、中国農村部の身体障害女性を対象として、これらを時間的に連続した過程として体系的に捉える研究はまだまだ限られている。

CAD の視点は、この課題に応えるものである。CAD を用いることにより、ある時点での困難を単一の出来事としてではなく、それ以前に形成された条件との関連から捉え、先行研究の知見と政策制度の構造を共通の時間的枠組みのなかで整理することが可能となる。したがって、CAD は、中国農村部の身体障害女性の生活困難を累積的な過程として検討するうえで、有効な分析視点となりうる。

ただし、本稿は、先行研究および政策文書をもとに CAD の理論的適切性を検討したものであり、特定の累積経路が中国農村部のすべての身体障害女性に共通して存在することを実証したものではない。今後は、インタビューなどを通じて、教育、就業、婚姻、出産・育児等の経験が実際にどのように関連し、どの段階で不利が維持、拡大、転換、あるいは緩和されるのかを具体的に検討する必要がある。その際には、共通する累積過程だけでなく、個人ごとの経路の差異や、不利の連鎖を中断する関係的条件にも注目することが求められる。

文献

陈婷婷, 2019, 「残疾女性生育对就业的影响研究」『南方人口』34: 49-58.

Dannefer, D, 2003, “Cumulative Advantage/Disadvantage and the Life Course,” *The Journals of Gerontology: Series B* 58(6): S327-37.

国家发展和改革委员会, 2021, 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年规划纲要」, 中华人民共和国生态环境部, (2025年1月取得, https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202107/t20210721_849487.shtml).

国务院公报, 2007, 「残疾人就业条例」, 中华人民共和国中央人民政府, (2026年7月取得, https://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content_571566.htm).

国务院公报, 2025, 「促进残疾人就业三年行动方案」, 中华人民共和国中央人民政府, (2026年7月取得, https://www.gov.cn/gongbao/2025/issue_12166/202507/content_7032504.html).

淮安市残疾人联合会, 2025, 「2025年9月淮安市残疾人就业专场招聘会岗位信息」, 淮安市残疾人联合会, (2026年7月取得, https://cl.huaian.gov.cn/col/8338_822865/content/17566560/).

1757670864303mqussiCm.html).

淮安市残疾人联合会, 2025, 「这些企业正在招人! 10月招聘会即将开始」, 淮安市残疾人联合会, (2026年7月取得, https://cl.huaian.gov.cn/col/8338_822865/content/17592480/1761276328165L99Tcmpm.html).

黄埔区劳动就业服务管理中心, 2026, 「“才聚黄埔 职等您来” 黄埔区促进残疾人就业网络专场招聘会 (重点企业专场)」, 广州开发区管委会广州市黄埔区人民政府, (2026年7月取得, https://www.hp.gov.cn/zwgk/mszd/cjyy/content/post_10739557.html).

李学会, 2023, 「残障和女性的双重身份, 让她们受到更多不平等」, 澎湃新闻, (2025年1月取得, https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_22177198).

李学会·蔡聪·孔娜娜·肖佳·解岩, 2022, 『残障女性发展状况报告』上海有人公益基金会/浙江师范大学残障与可持续发展研究中心.

廖娟·胡仲明, 2013, 「残疾与教育相关性实证研究」『残疾人研究』4: 5-14.

刘伯红·郭砾·辛溪ほか, 2013, 「中国残障妇女发展困境、利益需求与对策研究」『残疾人研究』2: 7-15.

Merton, R. K., 1968, “The Matthew Effect in Science,” *Science*, 159: 56-63.

——— 1988, “The Matthew Effect in Science II: Cumulative Advantage and the Symbolism of Intellectual Property,” *Isis*, 79: 606-23.

Mirowsky, J. and Ross, C. E., 2005, “Education, Cumulative Advantage, and Health,” *Ageing International*, 30: 27-62.

屏边县残疾人联合会, 2026, 「屏边县残疾人联合会公益性岗位招聘公告」, 屏边苗族自治县人民政府, (2026年7月取得, <https://www.hhpb.gov.cn/info/8621/541921.htm>).

全国人民代表大会, 2018, 「中华人民共和国残疾人保障法」, 中国人大网, (2026年7月取得, http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c12435/201905/t20190521_276668.html).

全国人民代表大会, 2018, 「中华人民共和国宪法 (2018年修正版)」, 中国人大网, (2025年1月取得, http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-03/22/content_2052489.htm).

全国人民代表大会, 2021, 「中华人民共和国宪法制定和发展完善历程」, 中国人大网, (2026年7月取得, http://www.npc.gov.cn/npc/c12434/dzlfzsgcl70nlfic/202108/t20210824_313204.html).

全国人民代表大会, 2023, 「中华人民共和国无障碍环境建设法」, 中国人大网, (2026年7月取得, https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202306/content_6888910.htm).

Seabrook, J. A. and Avison, W. R., 2012, “Socioeconomic Status and Cumulative Disadvantage across the Life Course,” *Canadian Review of Sociology*, 49(1): 50-68.

辛溪, 2013, 「残障妇女社会参与和家庭地位调查分析」『残疾人研究』2: 5-14.

荀康伟·朱璐佳, 2022, 「新时代中国残障服务的边界辨析」『学习与实践』12: 115-23.

中国残疾人联合会, 2025, 「2025年残疾人事业发展统计公报」, 中国残疾人联合会, (2026年7月取得, <https://www.cdpf.org.cn/zwgk/zccx/tjgb/a3d72eba115440349dfd19c73104d548.htm>).

中国国家統計局, 2006, 「第2回全国障害者サンプル調査」, 中国网, (2025年1月取得, http://cn.chinagate.cn/society/2007-05/29/content_2377287.htm).

中国人民政治协商会议全国委员会, 1949, 「中国人民政治协商会议共同纲领」, 中国政协网 (2025年1月取得, <http://www.cppcc.gov.cn/2011/12/16/ARTI1513309181327976.shtml>).

中華人民共和国教育部, 2017, 「残疾人教育条例」, 中華人民共和国教育部, (2026年7月取得, http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/sjzl_zcfg/zcfg_jyxzfg/202109/t20210922_565679.html).